7　構造その他の事項に関する規格は、次のとおりとする。
一　収納されたトランプが外部から見えない構造であること。
二　トランプを傷つけにくい構造であること。
三　複数枚のトランプを自動で無作為に並び替えること。
四　カジノ行為の結果の予測に関連する情報を出力しないこと。
五　収納されたトランプの枚数を数える機能を有する場合には、正確にトランプの枚数を数えること。
六　ハンド構成することができる機能を有する場合には、正確にトランプの枚数を数えて排出すること。
七　トランプの数字及び文字並びにスートを読み取る機能を有する場合には、トランプの数字及び文字並びにスートを正確に読み取ること。
八　ディーリングシューの機能を有する場合には、収納されたトランプが順に引かれるものであること。

第七　電子ディーリングシュー
1　重要メモリーに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項を含む電子ディーリングシューの作動に必要な情報を保存すること。
イ　電子ディーリングシューの設定データ
ロ　カジノ行為の設定データ
二　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。
三　二の機能を用いた確認の結果エラーが発生した場合には、ティルト状態になること。
2　プログラム記憶装置に関する規格は、次のとおりとする。
一　容易に触れることができないように電子ディーリングシューの内部に設置すること。
二　制御プログラム（電子ディーリングシューの作動に必要なプログラムをいう。以下この２において同じ。）を保存すること。
三　制御プログラムの製造業者の識別情報及び制御プログラムの識別情報が、容易に識別することができる方法で表示されているものであること。
四　電源投入時に制御プログラムの完全性を検証する機能を有すること。
五　四の機能を用いた検証の結果エラーが発生した場合には、ティルト状態になること。
六　外部検証に対応するための次のいずれかの機能を備えたものであること。
イ　外部から機器等を接続するための接続口を有するものであること。
ロ　電子ディーリングシューから取り外すことができるものであること。
3　他の機器と通信する場合には、安全な通信プロトコルに基づき行われること。
4　アクセス検知システムに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項を検知すること。
イ　外装が取り外されたこと。
ロ　プログラム記憶装置が設置された区画に物理的にアクセスされたこと。
二　一に掲げる事項を検知した場合には、ティルト状態になること。
5　静電気放電干渉、電磁気干渉及び電波干渉による故障を防止するために必要な措置が講じられていること。
6　構造その他の事項に関する規格は、次のとおりとする。
一　収納されたトランプが外部から見えない構造であること。
二　トランプを傷つけにくい構造であること。
三　収納されたトランプが順に引かれるものであること。
四　カジノ行為の結果の予測に関連する情報を出力しないこと。
五　トランプの数字及び文字並びにスートを正確に読み取ること。

第八　電子さいころシェーカー
次に掲げる規格に適合すること。
1　収納されたさいころを自動で振るものであること。
2　収納されたさいころに触れることができないようにするために透明なカバーで覆い、密閉することができる構造であること。
3　収納されたさいころを振る際にさいころが外部から見えないように透明なカバーを蓋で覆うものにあっては、蓋は不透明であること。

第九　バウチャー払戻機
1　第一の１から４まで、７（四を除く。）、11の四、14から16まで、21及び25の規定は、バウチャー払戻機について準用する。この場合において、第一の７中「紙幣等」とあるのは、「バウチャー」と読み替えるものとする。
2　重要メモリー（バウチャー払戻機の機能に影響を及ぼすものに限る。以下この２及び９において同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる情報を含むバウチャー払戻機の作動に必要なデータを保存すること。
イ　電子会計メーター及び電子発生メーターのデータ
ロ　四の通知に係る記録
ハ　設定のデータ
二　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。
三　二に掲げる機能を用いた確認の結果エラーが発生した場合は、ティルト状態（機器等のエラーその他の理由により、現金の交付及び当該交付に係る会計処理を行うための機能が停止され、顧客による操作ができなくなる状態をいう。四及び４の三において同じ。）になること。
四　ティルト状態になった場合は、その旨を顧客及び管理者に通知する機能を有すること。
五　重要メモリーのバックアップ電源は、バウチャー払戻機の電源を落とした後、90日間は全てのデータを正確に維持できるものであること。
六　次に掲げるバウチャーと引換えに行う現金の交付に関する情報について、直近35件を日時を付して保存すること。
イ　日本円での交付金額
ロ　交付日時
ハ　３の一のバウチャーの検証に関する情報
七　次に掲げる重要イベントについて、直近100件を日時を付して保存すること。
イ　プログラム記憶装置の検証の結果、検知したエラー及び重要メモリーの確認の結果、検知したエラー
ロ　設定変更
ハ　電源のリセット
ニ　従業者による支払
ホ　外部扉等の開扉
3　バウチャーの受入れ及びその会計処理に関する規格は、次のとおりとする。
一　バウチャーの受入れ及び検証を行い、当該検証の結果、適切かつ有効な場合は、当該バウチャーの価額に相当する現金を交付すること。
二　顧客が挿入したバウチャーの価額の累積額がバウチャーと引換えに現金の交付を行うまでの間に30万円を超える場合は、受け入れないこと。
4　コインホッパーに関する規格は、次のとおりとする。
一　異物の挿入等の不正行為を検出する機能を有すること。
二　次に掲げるエラーを検出及び表示する機能を有すること。
イ　コインホッパーの硬貨切れ
ロ　コインホッパーの詰まり
ハ　コインホッパーの故障などによる硬貨の過剰払出し
三　一の不正行為及び二に掲げるエラーを検出した場合は、ティルト状態になること。